

仙台市選手団派遣に伴う補助金交付について

1. 補助金について

(1) 対象となる支出

- ・ 仙台市から大会開催都市までの往復の交通費が対象となります。
- ・ 移動経路は、最短ルートが基準となります。大会参加とは別に観光等で他の場所も含む場合は、一部対象外となることもありますのでご注意ください。
- ・ 乗車券代、燃料代、高速代などの支出が証明できる領収書が必要となります。領収書の添付がない場合は、減額となる場合があります。

※公共交通機関を利用した場合

→障害者割引適用後の乗車券・自由席券代(指定席不可)、船賃、航空賃もしくは車賃

※自動車使用の場合

→車両借上げ料、障害者割引後の仙台市と目的地間の有料道路通行料、燃料費

(2) 金額の算出方法

- ・ 仙台市から大会開催都市までを公共交通機関で移動した場合1/2の金額を上限に補助されます(ただし、1,000円未満は切り捨てとなります)。
- ・ 直前に交通手段を変更し、実際の交通費の金額が予定金額を超えた場合でも、事前に算出された額が上限となります。
- ・ 実際の金額が算出された金額を下回った場合は、実際の金額の半額が対象となります。

例えば、盛岡市で開催される大会に15名で出場するため、公共交通機関である新幹線を利用すると想定すると、
[1,670円(乗車券代、割引適用) + 2,590円(自由席)] × 15名 × 2往復 = 127,800円、
補助金は総額の1/2のため、127,800円 × 1/2 = 63,900円、
1,000円未満は切り捨てるため、補助金交付額は63,000円となります。

ただ、予定を変更して、貸切バスで高速道路を利用したため、
140,000円(貸切バス代) + 20,000円(燃料代) + 18,200円(高速代往復) = 178,000円を支払ったとしても、公共交通機関の金額が上限となるため、
実際の補助金交付額は63,000円となります。

(3) 対象となる人数

- ・ 大会開催要項に定められている人数が上限となります。
※応援等で同行した方々の経費は対象となりませんが、貸切バス等で同乗しての移動を希望する場合は別途ご相談ください。

2. 大会参加決定から補助金交付までの過程

(1) 大会前に、以下の資料の作成、提出をお願いします。

- ・ 計画書（例を参考にご作成ください）
- ・ 予算書（例を参考にご作成ください）
- ・ 出場申込書

※大会開催14日前までご提出ください（市への申請が必要となるため）。

(2) 大会期間（前日移動から帰仙まで）

(3) 大会後、以下の資料の作成、提出をお願いします。

- ・ 報告書（プログラムの組合せ表等に、対戦成績を記入したもので結構です）
- ・ 決算書（予算書にならってご作成ください）
- ・ 決算に係る領収書の写し（金額や詳細が分かる鮮明な状態が必要です）

※大会終了後、7日後までにご提出ください（市への報告が必要となるため）。

(4) 市への報告後、補助金を交付します。

- ・ 振込もしくは現金支払をお選びください。

なお現金の場合は、原則として協会事務所にご来所いただきます。

3. その他

- ・ レンタカー等で移動する場合は、大会参加のための移動に要した燃料の量を判断するため、前日の夜や当日の朝に燃料を満タンまで給油し、仙台に帰った直後に再度給油をしてください。
- ・ 旅行会社等を介して、宿泊費と交通費が合算されている宿泊パック等を使用する場合は、それぞれの内訳が分かる見積書の提出を依頼してください。
- ・ 出発や解散が個々人で別々となり、チーム全体での移動とならない場合、補助金の交付対象とならないこともありますのでご了承ください。

仙台市障害者スポーツ推進事業補助金交付要綱(抜粋)

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する交付の申請は、補助金交付申請書〔一般支払用〕(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業実施日の10日前までに市長に提出して行うものとする。

一 事業計画書 二 収支予算書 三 補助対象経費算出内訳書(様式1号別紙) 四 その他事業の目的、内容等がわかる資料

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は様式第9号によるものとし、補助事業者等は、それに次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日から7日を経過した日までに市長に提出するものとする。

一 事業報告書 二 収支決算書 三 補助対象経費支出内訳書(様式第9号別紙) 四 補助対象経受領書等の写し 五 その他事業の成果、内容等がわかる資料